

第4章 基本理念実現のための施策の展開

第1節 理解と交流の促進

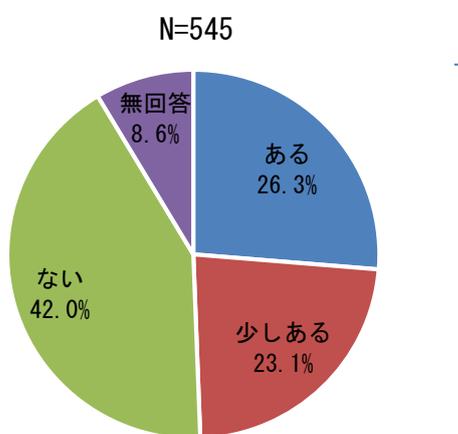
障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）を築いていくためには、幅広く市民が、障がいの特性や当事者が抱える問題等についての理解を深め、それに基づく協力・支援が必要です。

このため、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障がいの有無にかかわらず社会参加を可能とする環境整備を図ることで、*アクセシビリティの向上に努めます。

また、障がい者が地域で充実した生活を送るためには、保健・医療・福祉サービスなど公的サービスの提供に限らず、地域住民がお互いに支え合っていくことが重要なことから、障がいや障がい者についての理解の促進を図るとともに、市民の地域福祉への意識を高め、ボランティア活動等の活性化により、互いに支えあう地域社会づくりを推進します。

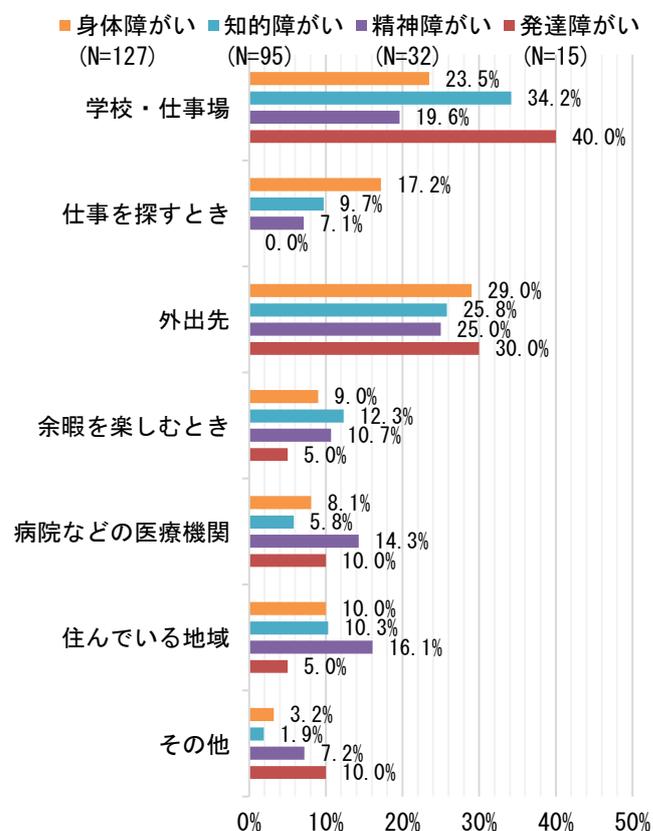
【アンケート調査結果】

【差別を受けたことの有無】

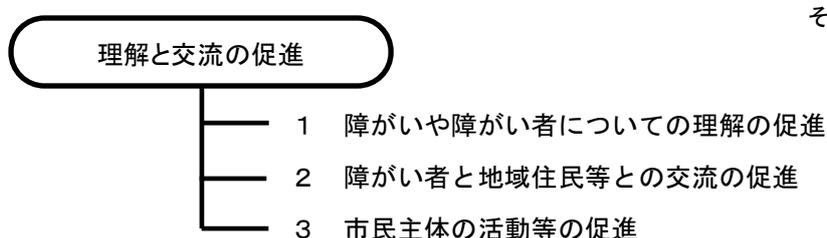


障がい者の約5割が差別感を感じたことがあるとし、そのうちの約2～4割の方が、学校・仕事場と回答しています。

【差別を受けた場所】



【施策体系】



《現状と課題》

今回、実施しましたアンケートの結果によりますと、障がいがあることで差別や嫌な思いをす
る(した)ことがありますか」との問いに対し、※発達障がいの認定がある方の約7割、知的障が
い者の約6割、身体・精神障がい者の約4割が「ある」又は「少しある」と回答し、その場所につ
いては、※発達障がいの認定がある方・知的障がい者は「学校・仕事場」、身体・精神障がい者
は「外出先」を最も上位に挙げています。

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では、障がいのある方への「不当な差別
的取扱い」の禁止、「合理的配慮」の提供を求めています。障がいを理由とする差別の解消の推
進について、今後も市民の一層の理解が必要です。

1 障がいや障がい者についての理解の促進

①広報・啓発活動の促進

- ・障がいや障がい者への理解と関心を深めるため、広報誌やホームページ、パン
フレット等を積極的に活用し、様々な障がいの特性や障がい者への必要な配慮
等について、広く周知を図ります。

②福祉に関する教育の推進

- ・「障害者週間(毎年12月3日から9日まで)」、「発達障害啓発週間(毎年4月
2日から8日まで)」における啓発活動や各種イベント等の継続的な開催によ
り、障がいや障がい者に対する正しい理解や認識、関心を深める活動に取り組
みます。
- ・市内の小・中・高等学校において、ハンディキャップ体験や障がいのある人と
の交流及び共同学習の機会を充実させ、より一層の理解に努めます。
- ・障がいのある人が社会の一員として地域の行事への参加や参画を促進するため、
地域の構成員として共に活動に取り組むことができるよう支援するとともに、
障がいや障がいのある人についての市民の理解を深めるよう努めます。
- ・障がい者団体や家族会等と連携し、交流会や学習会などの体験機会の提供によ
り、更なる市民の福祉意識の向上に努めます。

2 障がい者と地域住民等との交流の促進

①地域住民との交流の促進

- ・障がいや障がい者への理解と関心を深めるためには、近隣住民との友好的な関係を築くことが重要であることから、障がい者の現状等について、家族・サービス事業者・行政・地域が情報の共有化に努めます。
- ・障がいのある人に地域で行われる祭りやイベント等の情報を広く周知し、地域住民との交流が行えるきっかけづくりを行います。
- ・障がいのある人に地域活動の情報を提供し、相談手段を広げ参加を促します。

②児童生徒との交流促進

- ・交流及び共同学習を充実させるとともに、学校行事や様々な活動において、障がいのある人との継続的な交流の促進に努めます。
- ・福祉体験ボランティア活動等を推進し、児童生徒が障がいのある人と円滑に交流が行えるように努めます。

3 市民主体の活動等の促進

①日常生活支援体制づくり

- ・広報誌や各メディアの協力のもと、ボランティア活動の様子を具体的に紹介するなど、情報提供に努めます。
- ・福祉ボランティア体験活動の機会を提供することにより、市民の参加促進を図ります。

②ボランティア団体の活動及びコーディネート

- ・ボランティア団体のネットワークづくりや協力体制の確立、また、様々なボランティアの養成及び支援を推進します。

③ボランティア団体のネットワークづくり及び協力体制の確立

- ・障がい福祉の充実を図るため、障がい者団体等の育成と発展の支援に努めます。
-

④障がい者団体の育成

- 団体の活動を活性化し、障がい者福祉の向上を図るため、文化活動等の機会の提供や障がいのある人もない人も一緒に活動できる場を提供します。
- 障がい者団体の育成を図るため、団体の運営に対して補助金の交付を行います。

第2節 生活支援の充実

障がいのある人が自己選択・自己決定のもと福祉サービスや相談支援等を利用しながら、安心して地域で暮らすことができるよう、日南市*地域自立支援協議会を中心に市内外の施設や事業所をはじめとする関係機関との連携を強化しながら、利用者のニーズの把握と必要なサービス見込量の確保について調整を行い、個々のニーズに応じた適切なサービスの提供に努めます。

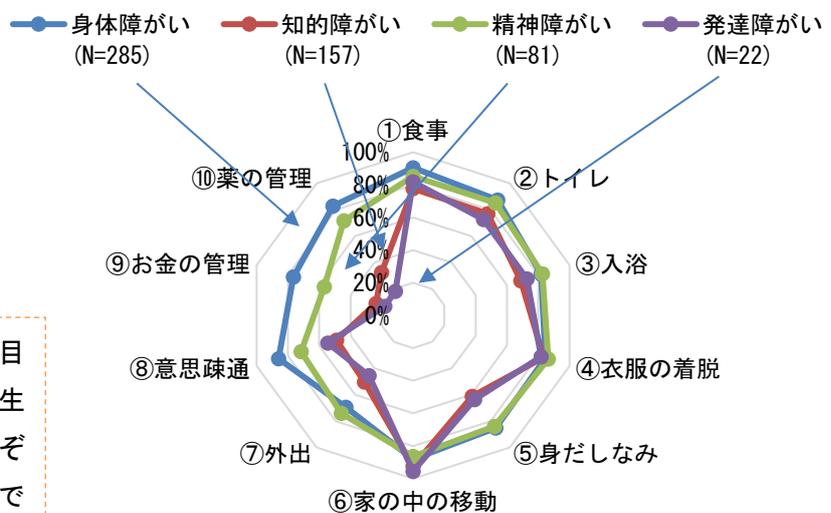
福祉サービスの円滑な利用や緊急時における相談等に対応できるよう、行政機関や事業者、施設等、相談支援に携わる各機関との連携により、相談支援体制の整備・充実を図ることで、*アクセシビリティの向上に努めます。

また、障がいの有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けて、障がいのある人に対する差別や偏見、権利利益の侵害をなくし、人としての権利が保障されるよう、障がいのある人の*権利擁護に努めます。

更には、日常生活を豊かで潤いのあるものにするため、スポーツ・レクリエーション、文化活動など、障がいのある人もない人も共に、楽しむことができる機会の創出の充実を図ります。

【アンケート調査結果】

【日常生活における自立度】



自分でできるとする（自立度）項目においては、障がい種別及び日常生活項目別で異なることから、それぞれの状況に応じた生活支援が必要です。

【施策体系】

生活支援の充実

- 1 福祉サービスの充実
- 2 相談支援体制の整備・充実
- 3 障がい者の権利擁護の推進
- 4 スポーツ、文化活動の促進

《現状と課題》

今回、実施しましたアンケートの結果によりますと、福祉サービスの利用に係る満足度では「放課後等デイサービス」、「就労継続支援」、「共同生活援助」、「児童発達支援」、「日中一時支援事業」、「相談支援」が6割を超えています。

福祉サービスの今後の利用希望については「相談支援」、「就労継続支援」、「居宅介護」、「短期入所」の割合が高くなっています。

また、悩みや困りごとの相談相手について、身体障がい者(38.8%)、知的障がい者(38.5%)、精神障がい者(31.6%)及び^{*}発達障がいの認定がある方(43.2%)のすべてにおいて「家族や親せき」を最も上位に挙げています。次いで、身体障がい者は「友人・知人」(17.4%)、知的障がい者は「施設の指導員など」(19.8%)、精神障がい者は「かかりつけの医師や看護師」(20.6%)、^{*}発達障がいの認定がある方は「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」(22.7%)となっています。

^{*}成年後見制度について、約3割から4割の障がいのある方が、「名前も内容も知らない」としています。

福祉サービスを利用されている方の「相談支援」に対する満足度は高い評価をいただいておりますが、悩みや困りごとについての相談窓口としては、相談支援事業所等の利用が低い状況で、権利擁護についても更なる周知が必要です。

1 福祉サービスの充実

①意思疎通支援事業

- 意思疎通をはかることに支障がある障がいのある人に、手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。

②日常生活用具給付事業

- 障がいのある人に、日常生活が円滑に行えるよう、障がいの種類や程度に応じて入浴補助用具やストーマ装具等を給付します。

③移動支援事業

- 屋外での移動が困難な障がいのある人に、生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加のための移動を支援します。

④地域活動支援センターの充実

- 障がいのある人が創作的活動又は生産活動の機会を得ることや社会との交流等

の支援を求めることができるよう、地域活動支援センターの機能を充実させ、障がいのある人の地域生活の促進を図ります。

- 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域社会基盤との連携強化のための調整や地域住民ボランティア育成など、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

⑤訪問入浴サービス事業

- 入浴が困難な人の自宅に訪問し、訪問入浴専用の浴槽を運び入れ、入浴サービスを行います。

⑥日中一時支援事業

- 障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び日常的に介護している方のレスパイトケア（介護者の休息）を図ることを目的として、支援を行います。

⑦自動車運転免許取得助成事業

- 身体に障がいのある人が自動車免許を取得する場合に、免許取得に要する費用を助成します。

⑧自動車改造助成事業

- 身体に障がいのある人が自動車を所有し、運転免許証に自動車改造について必要な条件が付されている人が自動車を改造する場合、改造に要する費用を助成します。

⑨重度心身障がい者（児）医療費助成事業

- 心身に障がいのある人の経済的負担を軽減するため、身体障害者手帳1級から3級の交付を受けている方や療育手帳Aの方に対して、医療費の一部を助成します。

⑩身体障がい者福祉タクシー給付事業

- 上肢、体幹、内部障がいの1級及び視覚、下肢機能障がい等の2級以上の障がいのある人に対し、経済的負担の軽減と社会参加の促進を図るため、タクシー料金の一部を助成します。

⑪サービスの質の向上

- 福祉サービス利用者やその家族等からの福祉サービスに関する苦情について、必要な助言、相談等を行い、福祉サービスの適切な利用支援を行います。
- 福祉サービス事業者等の支援において、利用者にとって満足できるものとなるよう研修会や広報・啓発活動等を通じて、事業者等の質の向上に努めます。
- 障がい福祉ガイドブック等を活用し、利用者へ福祉サービス事業者等の情報提供を行います。

⑫地域生活支援拠点等の整備

- 障がいのある人の「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、グループホーム等の体験の機会・場、医療的ケア等専門的人材の確保、地域の体制づくり）を整備する「地域生活支援拠点等」の整備促進を図ります。

2 相談支援体制の整備・充実

①総合的な相談体制の充実

- 障がい者の日常生活上の相談への対応などを行う「相談支援事業」については、実施する相談支援事業所の機能強化はもとより、市民にとってより身近で利用しやすい相談の場となるよう、市民の利便性も考慮した拠点窓口の充実に努めます。
- 日南市*地域自立支援協議会の専門部会である「そうだん部会」の研修等を充実させることにより、きめ細かな総合的かつ高い専門性を持った相談員体制を強化します。
- 障がいのある人が安心して気軽に相談できるよう、メールや電話でも相談を受け付けるなど相談手段の拡充を図るとともに、相談体制の充実に努めます。

②相談支援事業

- 地域の中で障がいのある人が抱える福祉問題について、必要な情報提供及び助言等を含む相談支援の円滑な推進を図り、地域における相談支援体制を整備します。
- 市内に居住する障がいのある人及び家族等の相談を受けるために、市内の一般相談支援事業所に委託し、居宅介護や短期入所などの在宅サービスの利用援助や社会資源の活用などによる情報の提供を行います。

③情報収集・提供手段の充実

- 適切なサービスを提供していくために、専門機関との連携を図り、障がい者に関する情報の収集に努めるとともに、広報誌や障がい福祉ガイドブックの活用により福祉サービス等の情報提供を進めます。
- 地域の相談拠点である障がい者相談支援事業所について、その機能などについて広く周知に努めます。

3 障がい者の権利擁護の推進

①*権利擁護の取組への支援

- 日常生活自立支援事業及び*成年後見制度の利用が迅速かつ適切に行われるよう、障がいのある人の人権尊重や*権利擁護を図るための広報活動を推進し、体制の整備を支援します。
- *成年後見制度の利用を推進し、認知症や知的障がい、精神障がいにより、判断能力が十分でない方々への支援を行います。
- 養護者や障がい者福祉施設従事者等による虐待ケースに対応するため、「日南市障がい者虐待防止センター」の周知に努めます。
- 民生委員・児童委員の専門知識の向上のための研修や情報提供を行い、資質の向上に努めます。

4 スポーツ、文化活動の促進

①スポーツ・文化・レクリエーションの振興

- スポーツ・文化・レクリエーションは、日常生活の生きがいづくりや社会参加のきっかけとして有効なことから、今後も障がいのある人の多様な特性を踏まえた、スポーツ・文化・レクリエーションの振興を図ります。
- だれもが参加できるパラスポーツ種目の普及に取り組みます。

②文化活動・スポーツ大会への参加促進

- 大会の企画、運営面にも障がい者自ら参加でき、共に活動しながら障がいのある人とない人との交流が深まるよう支援します。
 - 障がいのある人の文化活動への意欲の向上と市民への障がいに対する理解を深めるために、2020年開催の全国障害者芸術・文化祭みやざき大会を契機として捉え、障がい者団体等と連携しながら、障がいのある人のニーズに応じた文化活動を支援します。
 - 県障がい者スポーツ大会への選手派遣等を通じて、障がい者スポーツの普及を図ります。
-

③日常のスポーツレクリエーショングループの育成

- 日常的にスポーツ・レクリエーションを楽しむためのグループの育成を図るとともに、支援体制づくりを推進します。
- 障がいのある人もない人も参加できるスポーツプログラムの提供に努めます。

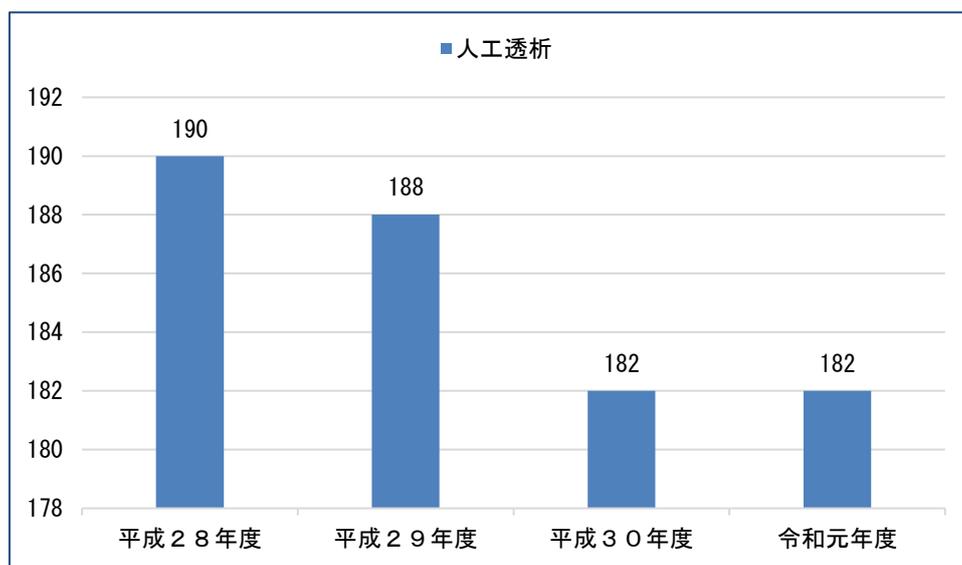
④生涯学習への参加促進と生涯学習の充実

- 障がいのある人の生涯学習への参加促進を図るために、社会福祉法人や NPO 法人等と連携し、生涯学習の環境整備を行います。
- 障がいの有無にかかわらず学習する機会をつくるとともに、学習の成果を発表する場を提供します。
- ボランティアグループと連携しながら、広報誌等の音訳・点訳を提供するほか、障がい者等の図書館利用に係る体制整備を図り、障がい者の読書環境の整備を推進します。

第3節 保健・医療の充実

疾病や障がいの早期発見、早期療育や保健・福祉施策への展開にあたっては、きめ細かな相談指導や支援体制の整備が必要なことから、障がいの原因となり得る疾病の発症、重症化予防及び^{*}療育指導等、市民に対する啓発や支援など更なる各種対策の充実を図ります。

【自立支援医療費（更生医療）による人工透析の状況】



（各年10月1日現在、福祉課資料）

【施策体系】

保健・医療の充実

- 1 予防、早期発見、治療の推進
- 2 医療サービスの充実
- 3 精神保健対策の推進

《現状と課題》

母子の健康の保持増進のため、妊産婦及び乳幼児健康診査等により障がいや障がいの原因となる傷病の発生予防や早期発見、治療等のための取組を行っています。

また、各*ライフステージに応じた糖尿病等の生活習慣病の発症、重症化を予防するため、健康診査・保健指導の実施に取り組んでいます。

今回、実施しましたアンケートの結果によりますと、現在受けている医療ケアについては、身体障がい者（43.6%）、知的障がい者（60.0%）、精神障がい者（60.0%）及び*発達障がいの認定がある方（100.0%）のすべてにおいて「服薬管理」の割合が高く、4割を超えています。次いで、身体障がい者は「人工透析」（13.4%）、「ストーマ装具」（7.4%）の順になっています。

更に、精神障がい者が地域において安心して生活していくためには、地域住民の理解、必要な医療の提供や、生活面での様々な支援が不可欠であり、地域における適切な支援体制を整備する必要があります。

1 予防、早期発見、治療の推進

①健康診査、相談、カウンセリングの提供の推進

- すべての*ライフステージの人を対象に、健康診査や健康教育、健康相談等の充実を図ります。
- 障がいが発見された際、早期療育や早期治療等、障がいの軽減につなげるための相談体制の充実を図ります。
- 障がいのある子どもの発達や*療育に関する支援を推進するため、相談・カウンセリング体制の充実に努めます。
- 糖尿病等の生活習慣病の発症、重症化を予防するため、健康診査・保健指導の実施、栄養・食生活、身体活動・運動、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進の実施等に取り組めます。
- 医療的ケア児や*発達障がい児等への適切な支援を行うため、保健所や児童相談所等と連携して、関係者の資質と専門性の向上を図ります。

2 医療サービスの充実

①医療提供体制の整備

- 医療的ケア児や重症心身障がい児の医療・*療育体制の充実強化に向けて、保健、

医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図ります。

②医療費公費負担制度の周知

- ・障がい者の心身の障がいの状態の軽減と医療費の負担の軽減を図るため、障害者総合支援法に基づく自立支援医療費（育成医療・更生医療・精神通院医療）の医療費公費負担制度について、障がい者やその家族、医療機関等の関係機関への一層の周知に努めます。
- ・重度心身障がい者（児）医療費助成制度により、身体障害者手帳1級から3級の交付を受けている方や療育手帳Aの障がいのある人に対して、医療費の一部を助成します。

③機能訓練体制の充実

- ・障がいのある人の能力を可能な限り回復させ、社会生活を営むことができるよう、適切な*リハビリテーションが受けられるようにするため、医療機関や福祉施設などと連携を図り、障がいのある人が効果的で効率的なサービスを選択できるよう努めます。

3 精神保健対策の推進

①精神医療体制の確立

- ・精神障がい者の適切な医療の確保を図るとともに、精神保健相談の充実、社会復帰に対する支援など、地域生活支援の充実を図ります。
- ・地域生活に移行した後の生活を支えていくために、グループホーム等の住まいの場の整備・充実に努めます。

②地域精神保健対策の推進

- ・精神障がいについての偏見や差別をなくし、精神障がい者の社会復帰に対する地域住民の理解を深めるため、精神保健についての正しい知識の普及と啓発に努めます。
- ・相談支援専門員等の相談支援に携わる人材の確保や障害福祉サービスの充実を図り、精神障がい者に対する周囲の人々の理解が深まるよう努めます。
- ・精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく生活ができるよう、保健、医療福祉関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう努めます。

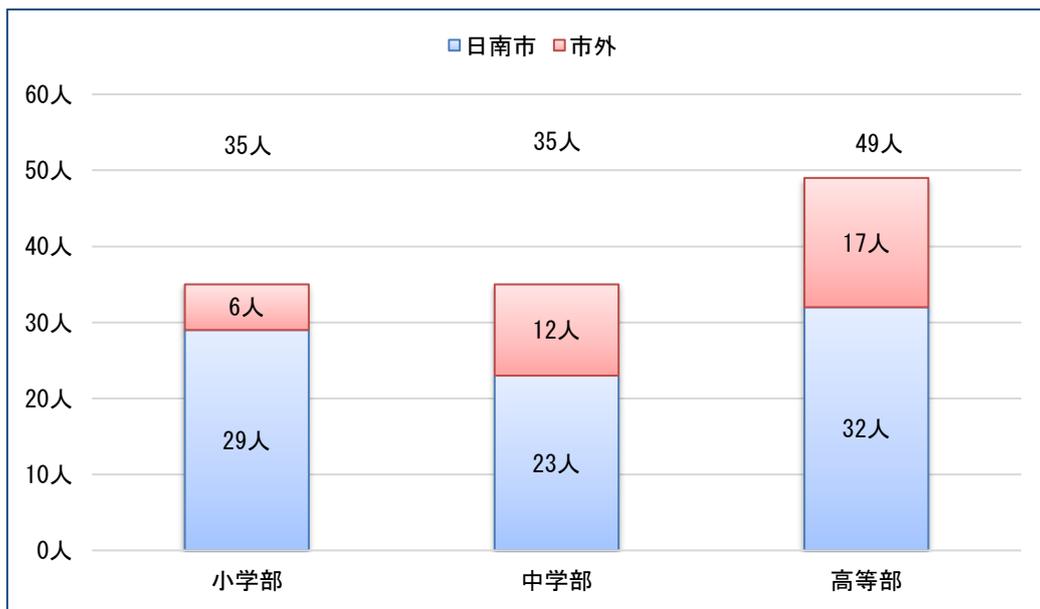
第4節 療育・教育の充実

障がいのある児童生徒の成長の各段階において、一人ひとりの障がいの特性等に応じて最も適切な*療育・教育の場の確保に努めます。

なお、特別支援学級に適正な人材の配置と適正就学が行われるような施策を推進するとともに、*広汎性発達障がい（PDD）や*学習障がい（LD）や*注意欠陥多動性障がい（ADHD）などの*発達障がいについても、対応できる教職員の確保や指導方法等の充実に努めます。

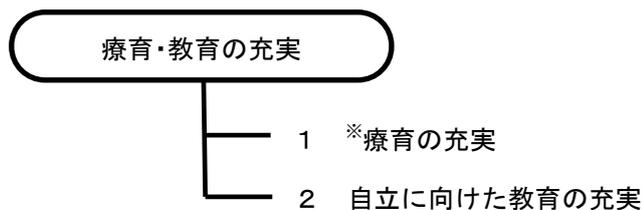
障がいや発達に遅れのある未就学児童について、集団生活への適応のための専門的な支援が行えるよう、保育園職員の体制充実や資質向上、更には保護者がより身近なところで安心して相談ができる体制等、障がい児を地域で育てる環境づくりの充実に努めます。

【特別支援学校の状況】（宮崎県立日南くろしお支援学校）



令和元年5月時点

【施策体系】



《現状と課題》

今回、実施しましたアンケートの結果によりますと、悩みや困りごとの相談相手について、身体障がい者（38.8%）、知的障がい者（38.5%）、精神障がい者（31.6%）及び※発達障がいの認定がある方（43.2%）のすべてにおいて「家族や親せき」を最も上位に挙げています。次いで、※発達障がいの認定がある方は「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」（22.7%）となっています。

また、「障がい」に対する市民の理解を深めるために必要なことについて、※発達障がいの認定がある方は「学校における福祉教育の充実」（30.0%）を最も上位に挙げています。

障がい児が利用するサービスについては、未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行う「児童発達支援」や就学中の障がい児に、授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練等を行う「放課後等デイサービス」、保育所や小学校等に通う障がい児に、施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う「保育所等訪問支援」などのサービスを提供しています。

学校においては「障害者の権利に関する条約」に掲げられた「※インクルーシブ教育システム」の理念を踏まえ、※特別支援教育を推進しています。

1 療育の充実

①相談窓口の充実

- ・気づきにより紹介を受けた障がい児に対し、早期の※療育が行えるよう障がい児通所支援事業の充実に努めます。今後も保健所や児童相談所、病院、福祉施設等との連携により、※療育についてのきめ細かな相談や助言、指導及び支援を行う相談窓口の充実に努めます。

②支援体制の整備

- ・障がいの早期発見及び早期支援を行うため、障がいのある幼児や発達段階で遅れがみられる幼児とその保護者が、保育士等の指導と助言を得ながら保育・※療育を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育などの関係機関と緊密に連携した支援体制の整備に努めます。

③障がい児保育の充実

- ・医療・福祉関係機関との連携を図り、保育園等での障がいのある児童の受入れを促進します。

2 自立に向けた教育の充実

①就学前の障がい児教育の充実

- 障がいのある幼児のニーズに応えるため、さらなる就学前の障がい児教育の充実を図ります。
- 「保育所等訪問支援」の利用における広報・周知を図り、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援に努めます。
- 障がいのある幼児の教育を効果的に行うため、教育委員会や保健・福祉担当課等の関係機関、保護者との連携のもと、障がいのある幼児一人ひとりの障がいの種類・程度・能力・適性等に応じ、適切な就学指導に努めます。
- 公立・私立保育所のどちらでも障がい児が安全・安心に保育が受けられるよう、保育士の資質の向上、福祉教育の推進、日中活動ができる場の提供等の支援を行います。

②*特別支援教育の充実

- 宮崎県立日南くろしお支援学校は、地域の*特別支援教育のセンター的役割を担っていることから、児童生徒の重度・重複化、多様化への対応強化を図るため連携に努めます。
- 対象児童生徒数の増加、障がい状況の多様化に対応するため、医療・教育・行政のそれぞれの連携が図られるよう、コーディネート機能の強化を図ります。
- 児童生徒の特性に応じた適切な教育を行うため、教職員との連携に努めます。
- 障がいの有無に関わらず、児童生徒がともに学び、遊ぶ友人としてお互いを受け入れることができるよう、思いやりの心を学ぶ教育を推進します。
- 市内の小・中学校において、特別な支援が必要な児童生徒に対し、見守り・声かけ等を行う生活支援員を配置します。また、障がい児受入の拠点校である油津小学校及び油津中学校において、移動や学校生活に介助が必要な児童生徒に対し、学校生活支援員（介助員）を配置します。
- 「*インクルーシブ教育システム」の構築など国や県の計画等との整合性を図りながら、*特別支援教育の取組を推進します。
- 学校行事等への市民の参加と協力を呼びかけ、学校・地域・家庭が連携し、地域ぐるみの*特別支援教育ができるよう、相互理解に努めます。

③特別支援教育コーディネーターの確保

- 障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育を推進するため、学校内での業務をはじめ、福祉、医療関係機関との連絡・調整や保護者に対する窓口を担う※特別支援教育コーディネーターの確保に努めます。

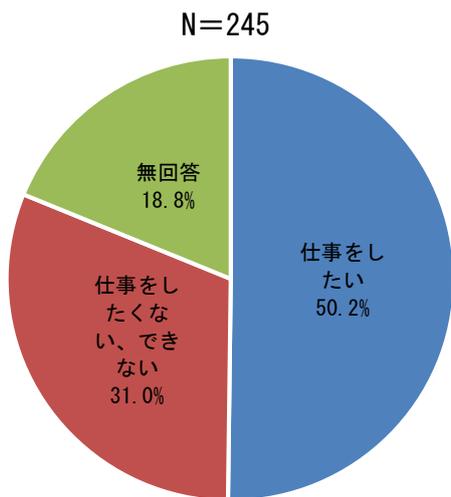
第5節 雇用・就業の促進

障がい者の誰もが、その適性と能力に応じた雇用の場に就き、誇りをもって地域で自立した生活を送ることができるよう、障がい者自身の職業的自立への努力に加えて、事業主等の理解と協力が不可欠であることから、障がい者の雇用促進についての一層の啓発広報に努めるとともに、各種雇用援護制度の活用や障がいの特性等に応じた職業相談、職業紹介体制の充実及び職業訓練等の充実に努めます。

また、障がいのある人が働くことに生きがいを感じ、生活の質の向上につながるよう、福祉的就労の場を確保するとともに、一般就労に向けた就労移行支援や就労継続支援を推進します。

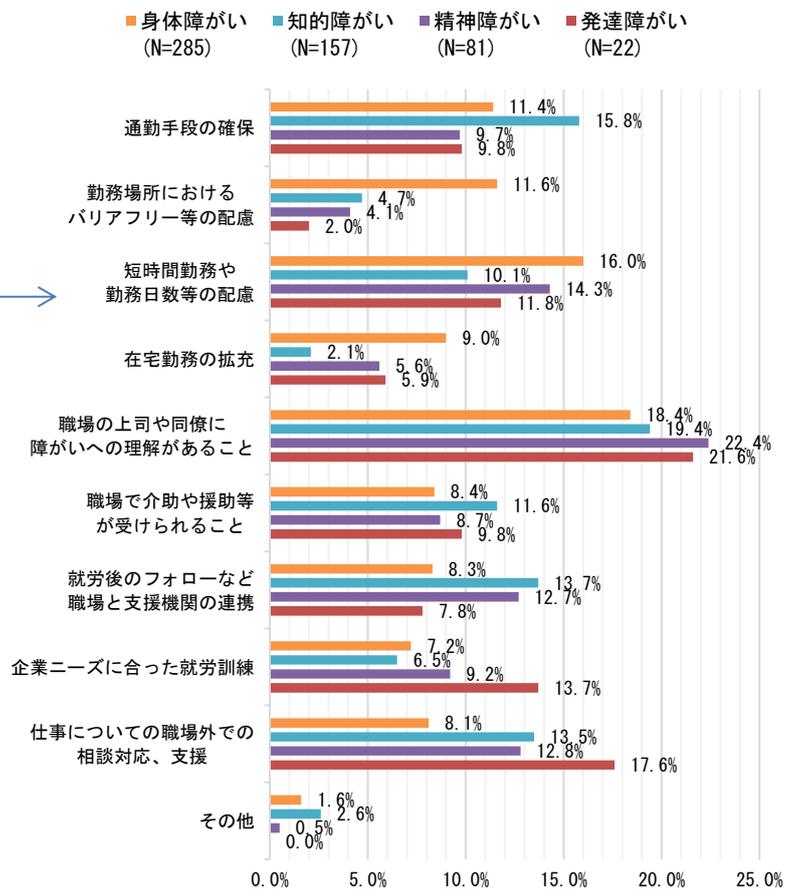
【アンケート調査結果】

【今後の就労意向】



未就労者の約5割が、今後、仕事をしたいとしています。

【必要な支援策】



【施策体系】

雇用・就業の促進

- 1 総合的な就労の支援
- 2 障がい者雇用の拡大・定着

《現状と課題》

今回、実施しましたアンケートの結果によりますと、平日の日中の過ごし方について、知的障がい者（52.9%）、精神障がい者（34.5%）は「福祉施設・作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）」を最も上位に挙げています。また、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」は身体障がい者が約3割、知的障がい者が約1割、精神障がい者が約2割となっています。

障がいのある人の就労については、雇用の場が限られ、また障がいの理解に基づく適切な就労支援体制が十分ではないことなどにより、働きたいという意向と能力があっても就労に結びついていないのが現状です。

市内には、一般企業に雇用されることが困難な障がい者に対し、働く機会の提供や就労訓練等を行う就労継続支援事業所（A型・B型）が、平成26年10月末の10事業所から令和元年10月末時点では12事業所へと整備が進んでいる状況です。

1 総合的な就労の支援

①障がいのある人の雇用の機会拡大

- ・障がいのある人の一般就労に関する事業所の理解を深めるために、啓発活動や各種助成制度等の周知に努めます。
- ・新たな就業の場の開拓を支援し、雇用の拡大に努めます。
- ・障がいのある人の市職員への雇用についても、引き続き積極的に努めます。
- ・障害者差別解消法及び障害者雇用促進法の円滑な施行に向け、就労場面における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための合理的配慮の必要性について、普及啓発に努めます。

②雇用促進の啓発と関係機関との連携

- ・障がい者が適性と能力に応じた仕事に就き、職業に生きがいを感じて充実した毎日が過ごせるよう、公共職業安定所等の関係機関と連携を図りながら、障がい者雇用促進のための啓発活動に努めます。

2 障がい者雇用の拡大・定着

①障がいのある人の雇用支援の推進

- 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）の推進により福祉施設から一般就労への移行に努めます。
- 障害者就業・生活支援センター等での就業に向けた準備支援を行います。
- 職場定着のために※ジョブコーチ（職場適応援助者）制度を活用した支援を行います。

②福祉的就労の場の充実

- 一般就労することが困難な障がい者に対し、就労継続支援等を通して、就労の機会や生産活動の機会の提供を行います。
- 「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者就労施設等からの物品・役務の調達を推進するため、提供可能な物品等をホームページにて紹介いたします。

③職場定着と継続就労への支援

- 一般就労を希望する障がい者の就職活動を支援するため、障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所等の関係機関と連携し、職場定着を支援します。
- 就労移行支援事業所等を利用して一般就労をした障がい者については、就労に伴う生活面の課題に対する支援を行う就労定着支援により職場定着を支援します。

第6節 生活環境整備の推進

障がいの有無に関わらず市民の誰もが安全で快適に暮らせる地域社会を実現するため、県の「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づき、建物や道路の段差等のバリアフリー化など、すべての人にやさしいまちづくりを推進します。

また、障がいのある人の住まいの確保、暮らしやすい住まいの普及など、住宅に関する施策の充実や、障がいのある人が共同で生活を営むグループホームなど、様々なニーズに対応し、障がいの重度化や高齢化による適切な支援を受けられる居住の場の確保に努めます。

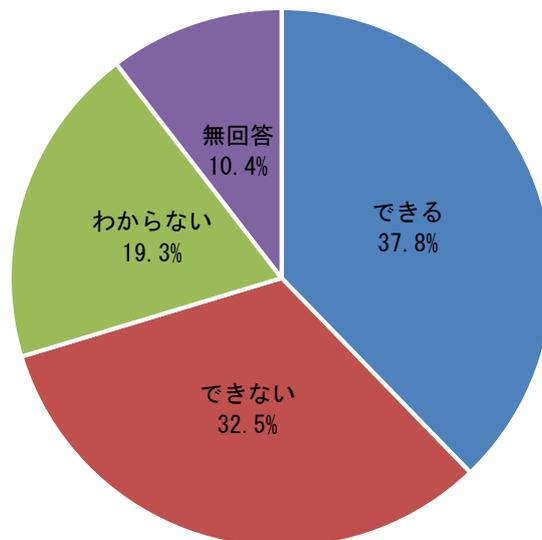
更には、地震、台風、大雨等の自然災害による被害を防ぐ防災対策を積極的に推進し、災害時においては、高齢者や障がい者などの要援護者が、避難や避難生活に支障のないよう支援体制の整備を図るとともに、避難施設の充実に努めます。

【アンケート調査結果】

【災害時におけるひとりでの避難について】

N=545

障がい者の約3割は、火災や津波、地震等の災害時に一人で避難できないとしています。



【施策体系】

生活環境整備の推進

- 1 生活環境の整備促進
- 2 安心して暮らせる住まいの確保
- 3 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進

《現状と課題》

今回、実施しましたアンケートの結果によりますと、外出する時の困りごとについて、身体障がい者（19.4%）、知的障がい者（21.2%）、精神障がい者（26.0%）は「公共交通機関が少ない（ない）」と回答した割合が最も高くなっています。次いで、身体障がい者の14.9%が「道路や駅に階段や段差が多い」と回答しています。

県は、平成12年に「人にやさしい福祉のまちづくり条例」を制定し、「おもいやりのある心づくり」と「バリアフリーの施設づくり」を柱として、人にやさしい福祉のまちづくりを推進することにより、障がいのある方や高齢の方をはじめとするすべての県民が住み慣れた地域で安心して快適に生活するとともに自らの意思で行動し、参加することができる社会の実現を目指しています。本市においても本条例に基づき、福祉のまちづくりを進めています。

また、災害時の避難について、身体障がい者の48.4%、精神障がい者の40.7%、知的障がい者の21.0%、*発達障がいの認定がある方の9.1%が「一人で避難できる」と回答しています。

災害時の困りごとについて、身体障がい者（22.9%）・精神障がい者（19.7%）は「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」、知的障がい者（18.2%）、*発達障がいの認定がある方（19.6%）は「安全なところまで、迅速に避難することができない」を最も上位に挙げています。

地震、台風、大雨等の自然災害がいつでもどこでも起こりうる現状を踏まえ、災害弱者に対する円滑かつ迅速な避難支援の体制づくりも必要です。

1 生活環境の整備促進

①移動手段の確保

- ・高齢者や障がい者の人々が自家用車の運転が困難となっても一定の生活の質を確保することが可能となる移動手段の確保を図ります。
- ・身体障がい者福祉タクシー給付事業によるタクシー料金の助成や、障がい者団体等に対するリフト付福祉バスの運行等により、移動の支援に努めます。

②建築物の整備

- ・県の「人にやさしい福祉のまちづくり条例」の基準に適合する施設等の整備を図り、公共施設のバリアフリー化を推進します。
- ・民間の公共性のある建物について、バリアフリー化の推進に向けての啓発に努めます。
- ・障がい者用トイレ及び*オストメイト対応トイレの整備を促進します。

③歩行者通路や公共施設等のバリアフリー化の推進

- ・障がいのある人をはじめ、多くの市民が利用する公共施設周辺及びそれらと主要な拠点とを結ぶ歩行通路の計画的整備に努めます。
- ・障がいのある人の意見を求め、きめ細かな配慮をもって整備するように努めます。

④障がいのある人に配慮した住環境の整備

- ・「おもいやり駐車場制度」について、普及啓発を行うとともに、障がい者等用駐車場の不適正利用の防止を目指して、特に自動車を運転する市民への啓発のため、イベントでの周知など継続して実施します。
- ・外見からは分からなくても援助が必要な人へのおもいやりのある行動を広めていくため、「ヘルプマーク」の更なる普及・啓発に取り組みます。

2 安心して暮らせる住まいの確保

①住まいの確保に向けての取組の推進

- ・市営住宅の入居者選考時における障がい者への抽選倍率の優遇措置を行います。
- ・障がいのある人が住み慣れた地域社会の中で自立した生活を送れるようにするために、引き続きグループホームの拡充を推進します。
- ・社会福祉法人がグループホーム等の施設整備にあたり、必要となる費用の一部助成を引き続き実施します。

②バリアフリー住宅の供給等

- ・市営住宅においては、室内の段差解消や浴室・トイレへの手すり設置などのバリアフリー化を推進します。
- ・自立した生活の維持・促進及び介護者の負担軽減を図るため、障がいのある人の居住する住宅改修に対する支援を行います。

3 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進

①災害時の避難計画の周知徹底及び防災意識の向上と改善指導

- ・本市地域防災計画に基づく防災体制の確立を推進します。
 - ・地域における防災体制づくりを推進します。
 - ・地域において、災害時の協力や支援を円滑に行えるよう、日ごろの交流を通して障がいのある人の状況を把握するなど、安全・安心な地域づくりを推進します。
 - ・高機能消防指令センターには、聴覚や言語に障がいのある人が災害や急病等の時に使用できる 119番通報FAXを設置しており、在宅において障がいのある人が必要時に活用できるように、活用方法も含めた周知を更に図ります。
 - ・障がいのある人及び家族や※成年後見人等を対象とした防災知識の普及に努め、防災意識の向上を図ります。
 - ・地域において実践的な防災訓練等の実施を推進し、障がいのある人及び家族や※成年後見人等の参加を働きかけ、地域支援体制の整備を図ります。
-

②防犯体制の確立

- ・障がいのある人への見守りを含め、地域安全活動の啓発に努めます。
 - ・警察署や防犯協会等の関係機関と協力して、安全意識の向上、地域防犯体制についての周知に努めます。
 - ・相談窓口で障がいのある人への理解を深めるように啓発に努めます。
-

③交通安全対策

- ・障がいのある人に対して、交通安全意識の啓発に努めます。
- ・運転者に対して、障がいのある人や子ども、高齢者など交通弱者に配慮した安全運転意識の向上を図ります。

第7節 情報・コミュニケーション

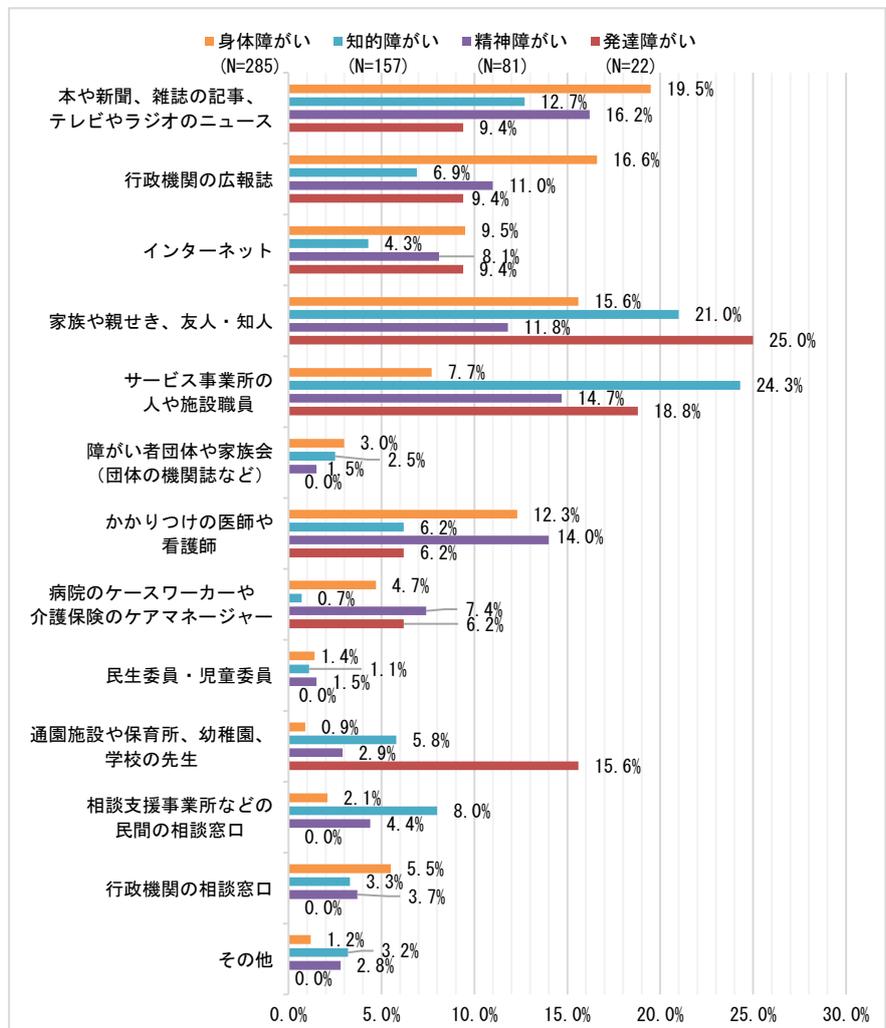
手話、要約筆記、点字、音訳など障がいの特性に応じた意思疎通手段を利用する方が、地域社会で生活していくためには、それぞれの障がいの特性を理解し、それぞれの意思疎通手段の技術を身につけた通訳者等の支援者が不可欠であり、増加する意思疎通支援へのニーズに対応できるよう、意思疎通支援の充実を図る必要があります。

また、聴覚障がい者の意思疎通支援については、障害者基本法において手話が言語に含まれることが明記されたことや障害者差別解消法が制定されたことを踏まえ、手話通訳者等の派遣・育成の充実がより一層求められています。

【アンケート調査結果】

【障がいのことや福祉サービスなどに関する情報源】

情報源について、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」や「家族や親せき、友人・知人」、「サービス事業所の人や施設職員」の割合が高くなっています。



【施策体系】

情報・コミュニケーション

- 1 意思疎通支援の充実
- 2 情報取得・利用しやすさの推進

《現状と課題》

今回、実施しましたアンケートの結果によりますと、障がいのことや福祉サービスなどに関する情報源について、身体障がい者（19.5%）・精神障がい者（16.2%）は「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、*発達障がいに認定のある方は「家族や親せき、友人・知人」（25.0%）、知的障がい者は「サービス事業所の人や施設職員」（24.3%）の割合が最も高くなっています。

本市では広報誌やホームページ等によりサービス情報やイベント情報等の周知に努めていますが、サービスを利用する側にとっては分かりづらい面もあると思われます。

聴覚障がいや視覚障がいのある方等へは、手話、要約筆記、点字、音訳などの配慮が必要であり、障がいの特性に応じた意思疎通手段等による周知が必要となっています。

また、全国的に言語としての手話の普及や手話を利用しやすい環境整備が図られ、障がいの特性に応じた幅広い情報伝達手段の普及を図ることを目的とする条例の制定が進んでいます。

1 意思疎通支援の充実

① 条例の制定

- ・言語としての手話の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進を図るための条例を制定し、市民への普及啓発を行います。

② 意思疎通支援事業

- ・意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

③ 手話奉仕員養成研修事業

- ・手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する者を養成するため、手話奉仕員養成研修を開催します。

2 情報取得・利用しやすさの推進

① 障がいのある人に配慮した広報誌の作成

- ・「好きですにちなん」（広報誌）の点字版や音声版（CD）の配布、音声読み上げアプリの導入及びホームページにより引き続き、市の施策や行事などの情報を提供します。